

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成28年3月25日

新潟県教育委員会 委員長 外山 迪子

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造地藏菩薩立像 附 地藏尊縁起1巻	1 軀	新発田市諏訪町2丁目4番17号	宗教法人宝光寺
有形文化財 (考古資料)	佐渡貝塚群（堂の貝塚・藤塚貝塚・三宮貝塚）出土品	125点	佐渡市八幡2041番地 （佐渡博物館） 佐渡市西三川1070番地1 （旧西三川中学校体育館）	佐渡市
有形文化財 (考古資料)	保内三王山古墳群出土品	132点	三条市本町3丁目990番地1 （三条市歴史民俗産業資料館） 三条市上大浦670番地 （三条市市民部生涯学習課埋蔵文化財調査室）	三条市

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	新穂の山王祭	佐渡市上新穂1008番地	宗教法人日吉神社